

藤沢市教育委員会臨時会（11月）会議録

日 時 2004年11月12日（金）午後5時40分

場 所 東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 議 事

- (1)議案第21号 市議会定例会提出議案(藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)に同意することについて
- (2)議案第22号 市議会定例会提出議案(藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正)に同意することについて
- (3)議案第23号 市議会定例会提出議案(藤沢市青少年会館条例の一部改正)に同意することについて
- (4)議案第24号 市議会定例会提出議案(藤沢市少年の森条例の一部改正)に同意することについて
- (5)議案第25号 市議会定例会提出議案(藤沢市地域子供の家条例の一部改正)に同意することについて
- (6)議案第26号 市議会定例会提出議案(藤沢市児童館条例の一部改正)に同意することについて
- (7)議案第27号 市議会定例会提出議案(藤沢市公民館条例の一部改正)に同意することについて
- (8)議案第28号 市議会定例会提出議案(藤沢市学習文化センター条例の一部改正)に同意することについて
- (9)議案第29号 市議会定例会提出議案(藤沢市図書館に関する条例の一部改正)に同意することについて
- (10)議案第30号 市議会定例会提出議案(藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正)に同意することについて
- (11)議案第31号 市議会定例会提出議案(平成16年度藤沢市一般会計補正予算(第3号))に同意することについて

4 閉 会

出席委員

1番 中 村 喬
2番 數 野 隆 人
3番 開 沼 佳 子
4番 平 岡 法 子
5番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	小 野 晴 弘	生涯学習部長	西 山 三 男
生涯学習部担当部長	関 根 克 尚	教育総務部参事	浅 木 良 一
教育総務部参事	尾 嶋 良 二	生涯学習部参事	齋 藤 潔
生涯学習部参事	植 木 正 敏	生涯学習部参事	渡 辺 恭 博
生涯学習部参事	武 清	生涯学習部参事	田 中 正 男
生涯学習部参事	酒 井 一 二	学務課長	飯 島 広 美
学校教育課長	新 井 泰 春	保健給食課長	廣 野 賢 二
書 記	大 橋 久 高	書 記	井 出 秀 治

植木生涯学習部参事 それでは、議案第23号につきましてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、指定管理者制度の導入に伴う改正部分と市の施設の使用料の有料化の導入に伴う改正部分でございます。内容の部分では、指定管理者制度に基づくものでは、第3条の規程の部分、第12条の指定管理者による管理、第13条の指定管理者が行う業務、第14条の指定管理者の指定等の規程でございます。また有料化の部分でございますが、第7条の使用料、第8条の使用料の減免、第9条の既納使用料の不還付並びにこれに伴います別表の部分が、今回条例改正をいたします主な部分でございます。それでは、議案第23号 市議会定例会提出議案（藤沢市青少年会館条例の一部改正）に同意することについてを朗読させていただきます。次のとおり藤沢市青少年会館条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会 教育長 中村 喬

提出する議案 別紙のとおり

提案理由 この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

數野委員長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、議案第23号につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

何かございますでしょうか。

平岡委員 無料の施設を有料化するということですが、使用料を見ますと、1時間当たり100円とか200円とか大変安い料金で設定されておりますけれども、この料金を課すために提出書類や人件費など様々な経費がかかってくると思います。それをペイして多少利益があがるという見通しがあるのでしょうか。

植木生涯学習部参事 今回の有料化につきましては、藤沢市行財政改革推進本部の財政部会から3年毎に行われる公共料金の見直しの中で、無料施設の見直しの視点から有料化がはかられたものです。積算の根拠は、光熱水費、維持補修費などになっており、運営上の人件費等までは考慮されておられません。

數野委員長 その他特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 それでは、議案第26号につきましてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、指定管理者制度の導入に伴う条例改正ならびに現在、今年度中の完成を目指して工事に入っておりますが、市内で5館目となります藤沢市立石川児童館の位置づけを条例に加えるものでございます。条例改正は、第2条の規程、第3条、第9条、第10条の規程でございます。

それでは、議案第26号 市議会定例会提出議案（藤沢市立児童館条例の一部改正）に同意することについて朗読させていただきます。

次のとおり藤沢市立児童館条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会 教育長 中村 喬

提出する議案 別紙のとおり

提案理由 この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

數野委員長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、議案第26号につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

指定管理者にかかわる条例改正と5館目となります石川児童館の設置についてですが、何かございますでしょうか。

數野委員長 その他特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

それでは、議案第26号「市議会定例会提出議案（藤沢市立児童館条例の一部改正）に同意することについて」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

數野委員長 続きまして、議案第27号「市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

齋藤生涯学習部参事 それでは、議案第27号につきましてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、受益と負担の適正化と社会的公平性を確保するため、公民館使用料を新たに利用者にご負担をいただくために提案するものです。条例改正の内容といたしましては、使用料の料金表を定めること、使用料の減免規程を設けることと使用料の還付規程を設けることとでございます。なお、条例の適用については、平成17年6月1日以降の使用分について適用するものです。以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

數野委員長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、議案第27号につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

何かございますでしょうか。

川島委員 新たに使用料が設定され、平成17年6月1日から適用とのことですが、市民の皆さんにはいつ頃周知をなされるのでしょうか

齋藤生涯学習部参事 条例の公布日は、平成17年4月1日で、施行日は、平成17年6月1日となっておりますので、来年4月以降すぐに広報ふじさわ等で市民の皆様へ周知徹底をして行く予定です。

數野委員長 今までの条例改正と違い、この議案は料金の有料化となっておりますが、周知期間を置くということで、平成17年6月1日の施行日となっているのでしょうか。

齋藤生涯学習部参事 周知期間を置くということもございますが、公民館の利用については、公民館予約システムを使い、会議室等の予約や管理を行っております。従いましてこのシステムの変更も必要となりますので、期間を設けているものです。

川島委員 今まで無料であったものが、使用料の有料化となることで、利用者が減少するのではないかと思います。利用者や料金収入の試算を行ったことと思いますが、どう変化してゆくのかお聞かせください。

齋藤生涯学習部参事 利用料金は、別表にお示したような安価な金額でございますので、有料化導入以降の利用状況につきましては、さほど大きな変化がないのではないかと考えております。また利用料金収入でございますが、概ね年間で、2000万円程度を想定しております。

數野委員長 料金の設定は、光熱水費などを想定して積算されているのかということと、有料化ということになると後かたづけや清掃などはどうなるのかお聞きしたい。

齋藤生涯学習部参事 料金の設定についてですが、物件費、すなわち清掃費や電気、ガスなどの使用料に加えて、修繕費、例えば窓ガラス破損の際の費用などが積算のベースになっております。2点目の利用者の管理についてですが、基本的には、従来ど

おりでございますが、仮にゴミが出た場合は、お持ち帰りいただくことなどは、利用者をお願いをいたしますが、床の清掃などは、施設管理者側の藤沢市が定期的に行うことを考えております。

川島委員 公民館にも、新しい公民館と古い公民館など建設された年度が異なると思いますが、料金の設定には、この要素は加味されているのでしょうか。

齋藤生涯学習部参事 料金の基準の算出ですが、建物の建設費は、料金の算定の基礎としておりません。従いまして、13公民館があり、建設年次のことなる様々な公民館がございますが、それに関わらず、一定の部屋の面積であれば、同一の料金設定としております。

川島委員 社会的な状況を考えますと、新しい建物は料金体系が高く設定されているのが一般的ですが、公共施設として均一料金で良いのかどうかお聞きしたい。

齋藤生涯学習部参事 料金の算定にあたっては、藤沢市行財政改革推進本部の財政部会で料金の算出基準が示されておりますので、その基準に従って算定いたしました。また、13公民館は、インターネットを利用して、どこの公民館も施設利用の予約ができるように配慮もいたしております。市民の方々が利用する公共施設でありますので、料金に差を設けるのはどうかということもあり均一の料金とさせていただいたものです。

數野委員長 その他特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(異義なしの声)

それでは、議案第27号「市議会定例会提出議案(藤沢市公民館条例の一部改正)に同意することについて」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

議案第28号「市議会定例会提出議案(藤沢市学習文化センター条例の一部改正)に同意することについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

齋藤生涯学習部参事 それでは、議案第28号につきましてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、料金表を設けること、使用料の減免規程と還付規程を設けることが主な改正点です。また、附則ですが、来年の4月1日以降、使用許可をしたものについて料金表に記載いたしました金額を使用者にご負担いただくものがございます。以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願ひいたします。

數野委員長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、議案第27号につきまして、ご意

ているのでしょうか。

武生涯学習部参事 まず録音室でございますが、辻堂市民図書館と大庭市民図書館にございまして、主に藤沢市録音奉仕会の方々が利用されており、視覚障害をお持ちの方々のために本を朗読しテープを作成しております。多目的室は、部屋にじゅうたんが敷いてあり、主に子どものための読み聞かせやお話しの会などに利用されています。

平岡委員 学習文化センターの場合には、午前9時から正午までと午後1時から5時までがいくらか金額が定められていますが、図書館の場合には、1時間当たりの金額設定になっています。料金の設定方法が異なりますが、その理由をお聞かせください。

齋藤生涯学習部参事 学習文化センターの場合は、登録された団体のみが使用できるようになっています。設置条例で、全市的な団体が登録して利用する施設となっておりますので、午前、午後、夜間の区分に規程をしております。

數野委員長 その他特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異義なしの声)

それでは、議案第29号「市議会定例会提出議案（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）に同意することについて」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

議案第30号「市議会定例会提出議案（藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正）に同意することについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

田中生涯学習部参事 それでは、議案第30号につきましてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、3年毎の使用料の見直しを行ったことが主なるものです。特に別表ですが、今までは小学生又は中学生の使用料を設けておりませんでした。今回、新たに設定をいたしました。小学生又は中学生の使用料につきましては、従前の金額の使用料とし、一般の使用料と差を設けたものでございます。この条例の一部改正を提案いたしました理由ですが、受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要によるものでございます。以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明を求めます。

齋藤生涯学習部参事 それでは、議案第31号につきましてご説明いたします。今回の補正予算の内容でございますが、11款教育費、6項社会教育費、3目公民館費、13節の委託料で、補正予算の金額は、7,749千円でございます。補正予算の内訳は、先程も公民館条例の一部改正でご説明したとおり、公民館申請システムの修正に伴う費用です。現在、公民館の利用は無料ですが、有料化に伴い、システムから領収証の打ち出しや歳入情報のデータベース化、減額及び免除の取り扱い、インターネット申請時の使用料金表示、統計資料の出力などがございます。以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

數野委員長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、議案第31号につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

平岡委員 7,749千円の補正予算を組み、公民館システムの修正を行うとの事ですが、これは有料化により、料金を徴収し、補正予算額がペイされるのには何年くらいかかりますでしょうか。

齋藤生涯学習部参事 およそ歳入といたしましては、2千数百万円を見込んでおります。今回の補正予算は、システムの有料化に伴う初期投資です。平成16年度中にシステムの修正を行いますので、平成17年度以降は、初期投資の部分では費用が発生しません。しかし、ランニングコスト、維持管理費、その他システムにかかわらない費用も発生いたしますので、現在、財政課と調整をしております。

數野委員長 このシステム修正は、有料化に伴うソフトウェアの修正かと思いますが、ハードウェア機器の更新期間はどの位で、機器を更新した際には、このソフトウェアはそのまま使用できるのでしょうか。

齋藤生涯学習部参事 ハードウェア機器については、5年間のリース契約を結んでおりまして、年間の費用は448万円となります。新たに機器を更新しても、ソフトウェアはそのまま利用できます。

數野委員長 その他特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異義なしの声)

それでは、議案第31号「市議会定例会提出議案(平成16年度藤沢市一般会計補正予算(第3号))に同意することについて」は、原案のとおり決定いたします。

數野委員長

以上で、本日、予定しておりました審議する案件はすべて終了いたしました。お疲れさまでございました。

午後7時 終了

この会議の結果を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員